投稿

市町村長申立事案を担う市民後見人の現状分析と支援課題の検討

－成年後見実施機関の支援・監督を受けて活動する市民後見人に焦点をあてて－

永野（ナガノ） 叙子（ノブコ）＊1　小澤（オザワ） 温（アツシ）＊2

目的　市民後見人の選任が進まない現状を踏まえ，市民後見事業のモデルとなっている地域で活動する市民後見人に焦点をあて，市民後見人と被後見人の現況，後見事務実施状況，関連機関との連携経験と内容を分析することで，市民後見人の必要性と期待される後見事務を明らかにし，支援課題を検討した。

方法　2016年12月～2017年３月に，Ｚ県10カ所の成年後見実施機関（以下，実施機関）を後見監督人とする個人受任の市民後見人142名に対して質問紙調査を実施し，市民後見人の基本属性と「市民後見人の定義」，被後見人の概要と受任調整時に用いられる「市民後見人選任基準」とを比較した。後見事務の実施状況は，契約を伴う法律行為と日常生活を支援する行為は頻度，非日常性の対応は経験の有無と内容，また，関連機関との連携経験と内容の回答を求めた。

結果　市民後見人は「国家資格等を所有」「受任経験がある」「実施機関の支援・監督下にある」点で最高裁判所の定義を超え，また，選任基準を超えた在宅生活者の被後見人への後見活動が確認された。後見事務実施状況では，受任ケースは純粋に財産管理のみの後見事務は極めて少なく，大部分は医療，福祉，介護サービスの受給を含む日常の契約行為や生活支援が多くなされていた。一方で「ケア会議への出席」は，「活動なし」が全体の1/4程度みられた。「緊急入院」等の非日常性の対応経験がみられた。市民後見人が連携した関連機関は，実施機関に集中しており，連携内容では「ケースの相談」「専門的助言」が多く行われていた。

結論　市町村長申立案件，低報酬等から，市区町村が市民後見人を公共的な後見人として活用している現状が認められた。これらの実績を他の第三者後見人との違いとして成年後見制度の利用支援システムにおいても明確にする必要がある。今後期待される後見事務は，施設ケアのプラン作成に関わるスタッフと意見交換するケア会議に，市民後見人が被後見人と共に参加することが望まれる。支援課題の検討では，非日常性の対応において実施機関担当者が適宜，市民後見人の活動報告書に対するフィードバックを行うことで，市民後見人自身の判断の振り返り，支援関係者との連携に役立つ基礎資料となる。一方で，実施機関は相談支援の要として関連機関との連携・調整といった役割が一層期待されており，市民後見人の選任促進のためには，実施機関の人員確保が課題である。

キーワード　成年後見制度，市民後見人，市町村長申立，成年後見実施機関，成年後見制度利用促進基本計画

＊１筑波大学人間系博士特別研究員　＊２同教授

Ⅰ 緒　　言

成年後見制度は，判断能力への支援を必要とする認知症高齢者，知的障害者，精神障害者に対し，家庭裁判所によって選任された成年後見人が，財産管理と身上監護（生活全般における契約行為の代行）を本人に代わって支援する制度である。少子超高齢化と単身化に伴う認知症高齢者の増加に対応するため，利用者がメリットを実感できる制度・運用へ向け，2017年３月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定された。その中で市民後見人の育成に関して「地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに，法人後見の担い手を育成することなどにより，成年後見等の担い手を十分に確保する」[1]と示され，市民後見人は専門職の不足を補う手段との認識から第三者後見人としての主体性が認められた。

最高裁判所は市民後見人を「弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士，行政書士および精神保健福祉士以外の自然人のうち，本人と親族関係および交友関係がなく，社会貢献のため，地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上，他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合」[2]と定義する。国のモデル事業である市民後見推進事業などにより2018年末時点で累計1,687件の市民後見人が選任された（成年後見関係事件の概況：平成23～30年より筆者算出）。東京都品川区，世田谷区，大阪市等では，すでに地域で活動する後見人等として市民後見人の育成・支援が社会的に評価されており，「市民後見人は身上監護面におけるきめ細かい見守りなどの強みがあり，事案によっては市民後見人のほうが適任というケースが一定程度ある」[3]ことが確認されている。しかし，第三者後見人の選任割合ではわずか１％程度であること，待機中の市民後見人登録者が多数存在しており，受任調整の難しさ，心理的ハードルの高さ等を指摘した調査もみられる[4]。

そこで本稿では第三者後見人へのニーズが高まる一方で，市民後見人の選任が進まない現状を踏まえ[5]，全国の市民後見事業のモデルとなっている先進的な地域で活動する市民後見人に焦点をあて，①市民後見人と被後見人の現況，②後見事務実施状況（後見事務内容と頻度）[6]，③市民後見人が後見活動を円滑に進めるために連携した機関とその内容[7]をさらに詳しく分析することで，市民後見人の必要性と期待される後見事務を明らかにし，支援課題を検討することを目的とした。

Ⅱ 方　　法

（１） 調査概要

2016年12月～2017年３月に，Ｚ県10カ所の市区町村成年後見実施機関（以下，実施機関）を後見監督人とする，個人受任の市民後見人142名に対して質問紙調査を実施した。調査対象は，成年後見関係事件の概況を用いて，申立件数の多い自治体の中からＺ県を抽出し，次にＺ県の資料に基づき市民後見人の受任累計件数が上位にある市区町村から順番に，市民後見人が登録し支援・監督を受けている実施機関を選定した。内諾を得た10機関における市民後見人の受任累計件数が，2015年度末のＺ県全体の市民後見人受任累計件数の７割を超えたことを確認した上で，調査基準日（2016年11月１日）を設けて10機関の現任市民後見人の総数を聴取した。質問紙の配票は実施機関より現任市民後見人に手交，または，調査者が実施機関主催の市民後見人連絡会に出向き調査主旨を説明し，内諾を得た市民後見人に手交した。回答は市民後見人から直接郵送にて回収，回答をもって本調査に同意を得たものとした。また調査基準日の時点で複数受任の場合には，より困難に感じる事例を市民後見人が選び回答することとした。有効回収票は113件（有効回収率＝79.6％），分析対象は112件（１件辞退）とした。質問項目は先行文献[5)-7)]等を参考に作成し，エキスパート・レビューを経て調査に使用した。なお本調査は，筑波大学人間系研究倫理委員会の承認を得て実

施した（2016年10月14日．第東28-63号）。

（２） 質問項目と分析の視点

市民後見人と被後見人の現況は，調査対象の市民後見人の基本属性に対して「市民後見人の定義」[2]における市民後見人像との比較を行い，受任ケースの被後見人の概要に対しては，受任調整時に実施機関で用いられる選任基準（施設入所，低資産，自傷他害がない，係争がない，市町村長申立といった市民後見人に相応しいとされる案件）[3]とを比較し，市民後見人がなぜ市区町村で育成されるのか，その必要性について明らかにした。

後見事務の実施状況は，①契約を伴う法律行為８項目，②日常生活を支援する行為７項目は，４件法にて頻度を，③非日常性の対応３項目は，これまでの経験の有無で回答を求めた。その上で先行文献による他の第三者後見人との比較を通じて，市民後見人に期待される後見事務について検討した。

関連機関との連携状況・内容では，関連機関との連携経験の有無ならびに，連携内容（以下５項目「専門的助言を受けた」「ケースの相談をした」「ケア会議に参加した」「サービスの利用調整をした」「事例検討会に参加した」）の有無について回答を求め，前述の後見事務の実施状況と合わせて支援課題について検討した。

表１　市民後見人と被後見人の現況

市民後見人の基本属性（n＝112）

		度数(件)	%
年齢	40歳代	6	5.4
	50歳代	14	12.5
	60歳代	69	61.6
	70歳以上	22	19.6
性別	男性	40	35.7
	女性	72	64.3
受任件数（調査基準日）	１件	75	67.0
	２件	26	23.2
	３件	4	3.6
	４件以上	1	0.9
登録年数（平均±SD）		4.3±2.7年	
登録年数（内訳）	１年	16	14.3
	2	19	17.0
	3	13	11.6
	4	18	16.1
	5	15	13.4
	6	5	4.5
	7	7	6.3
	8	5	4.5
	9	5	4.5
	10	6	5.4
	12	1	0.9
受任経験	経験あり	49	43.8
	経験なし	63	56.2
資格所有	あり	72	64.3
	なし	40	35.7
資格（複数回答）[2]	社会福祉士	10	11.8
	介護福祉士	13	15.3
	看護師	1	1.2
	税理士	1	1.2
	教員	17	20.0
	その他	43	50.6
志望理由[3]	制度への関心	18	20.7
	社会貢献	34	39.1
	社会福祉経験	18	20.7
	職歴を活かす	6	6.9
	生活課題のある人の援助	11	12.6

被後見人等の概要（n＝112）

		度数(件)	%
年齢（平均±SD）		82.1±10.5歳	
性別	男性	34	30.4
	女性	78	69.6
障害種別	高齢認知症	84	75.0
	知的障害	4	3.6
	精神障害	7	6.3
	その他	10	8.9
居所	施設	75	67.0
	病院	15	13.4
	在宅	22	19.6
資産状況	生活保護受給世帯	27	24.1
	住民税非課税世帯	75	67.0
	その他	10	8.9
申立人	本人	1	0.9
	親族	12	10.7
	市区長	99	88.4
類型	後見	103	92.0
	保佐	3	2.7
	補助	6	5.4
受任期間（平均±SD）		28.8±23.3月数	
収支	黒字である	44	39.3
	ぎりぎりである	47	42.0
	赤字である	21	18.8
報酬付与	報酬付与の申立しない	42	37.5
	報酬付与の申立をした	65	58.0
	申立中である	5	4.5
介護度	要支援１～要介護２	24	21.4
	要介護３	28	25.0
	要介護４	26	23.2
	要介護５	24	21.4
意思疎通	困難である	38	33.9
	やや困難である	49	43.8
	困難ではない	25	22.3
趣味・興味への参加	なし	55	49.1
	月に数日	31	27.7
	週に２，３日	11	9.8
	週３，４日	1	0.9
	ほぼ毎日	4	3.6
	不明	10	8.9
家族・親族との交流	なし	97	86.6
	月に数日	5	4.5
	週に２，３日	1	0.9
	週３，４日	－	－
	ほぼ毎日	－	－
	不明	5	4.5
	年に数回	4	3.6

注　1）　無回答は非掲載のため，各設問の合計がアンケートの有効回収数（n＝112）とは一致しない。
　　2）　資格分野は複数回答の結果を掲載。構成割合は，有資格件数85件を母数として集計した。
　　3）　志望理由の構成割合は，回答のあった87件を母数として集計した。
　　4）　SD：標準偏差

（３） 分析方法と手順

質問項目ごとに基本集計の後，後見事務の実施状況①②と関連機関との連携状況・内容の項目では，市民後見人の「受任経験の有無」「支援・監督を受ける実施機関（2011年より以前に市民後見人を独自育成した実績のある３機関とその他機関との２群）」，被後見人の「居所」を独立変数として統計解析を行った。なお，検定では欠損値を含む場合は分析ごとに除外し，有意水準５％（両側）未満で評価した。分析にはSPSS statistics24を用いた。

Ⅲ 結　　果

表１に分析対象とした市民後見人ならびに被後見人の現況を示す。過去に個人受任や複数後見で受任したことがある市民後見人が49件（43.8％）みられ，社会福祉関係（社会福祉士，介護福祉士）等の有資格件数は85件（複数回答）であった。被後見人の居所は，施設・病院が90件（80.4％），在宅が22件（19.6％）みられた。なお，すべて単身世帯であった。資産状況は低資産であり，大半が市町村長申立案件，実施機関が後見監督人として就任していた。報酬付与申立は，「申立をした」65件（58.0％）と「申立中である」５件（4.5％）を合算すると全体の６割超が行っていた。

後見事務の実施状況では，訪問回数は頻回の「半月に１回程度」以上訪問しているケースが38件（33.9％）みられ，全ケースで「１カ月に１回程度」の訪問を実施していた。被後見人の居所の違いによって「訪問回数」に有意な差はみられなかった。また，１訪問当たりの滞在時間は「30分以上１時間未満」が62件（55.4％）を占め，「１時間以上１時間半未満」と両者を合算すると92件（82.1％）に達していた。居所別による「滞在時間」に有意な差はみられなかった。

図１に「訪問日以外における契約を伴う法律行為」の活動頻度の結果を示す。実施機関が市民後見人に奨励する「月１回以上の訪問」回数に合わせて「月１回以上」の実施割合に着目し検討した結果，「日常生活上の金銭管理」が108件（96.4％）と高かった。それに次ぐ「医療の確保」「介護の確保」「生活の維持」に関する相談や各種手続きとの間に40％以上の開きがあった。「施設等（特養，病院等）の入退所」に関する相談や各種手続きは，独自育成実績のある実施機関で活動する後見人は「活動なし」，その他の実施機関で活動する後見人は「その都度対応」に有意差がみられた（**表２**）。

次に，**図２**に「訪問日以外における日常生活を支援する行為」の活動頻度の結果を示す。「月１回以上」の実施割合に着目し検討した結果，「契約を伴う法律行為に関する情報収集」が89件（79.5％）と高かった。それに次ぐ「収集した情報の読み込みや下見・見学・予行など」「実施機関や市区町村との専門相談・報告」との間に30％以上の開きがあった。「ケア会議への出席」は，「月１回以上」と「２～３カ月に１回程度」を合算しても４割程度の実施割合であり，「活動なし」が全体の1/4程度みられた。「生活日用品の購入」では，「月１回以上」と「活動なし」がほぼ同率の３割程度であり，受任経験のある後見人は「活動なし」，受任経験のない後見人は「月１回以上」に有意な差がみられた。同様に「電話・

図１　契約を伴う法律行為の実施割合

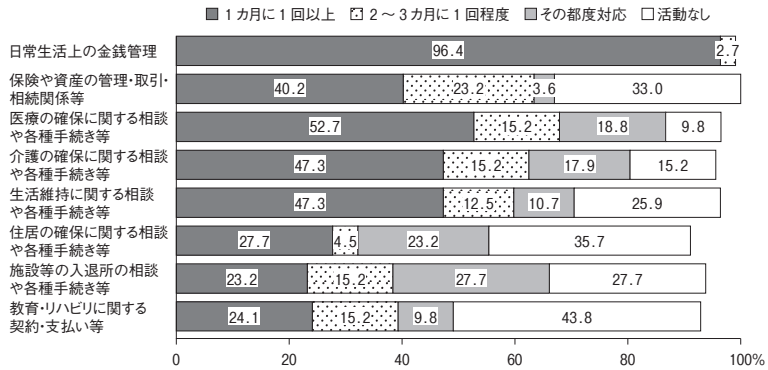

注　無回答は掲載していない。

表２　後見事務の実施状況①②における検定結果

実施内容	独立変数	２～３カ月に１回程度		１カ月に１回以上		その都度対応		活動なし		有意性
		n（件）	%	n（件）	%	n（件）	%	n（件）	%	
生活日用品の購入（n＝111）	受任経験　なし	11	17.7	20	32.3	15	24.2	16	25.8	**
	受任経験　あり	10	20.4	15	30.6	1	2.0	23	46.9	
電話・FAX・メール等によるやり取り（n＝110）	受任経験　なし	9	14.5	13	21.0	24	38.7	16	25.8	*
	受任経験　あり	8	16.7	6	12.5	10	20.8	24	50.0	
施設等の入退所に関する相談や各種手続き等（n＝109）	独自育成実績のある３機関で活動	6	11.3	14	26.4	10	18.9	23	43.4	*
	上記以外の機関で活動	11	19.6	12	21.4	22	39.3	11	19.6	
実施機関や市町村との専門相談・報告（n＝112）	独自育成実績のある３機関で活動	20	37.7	17	32.1	10	18.9	6	11.3	**
	上記以外の機関で活動	16	27.1	34	57.6	1	1.7	8	13.6	

注　$*p<0.05$，$**p<0.01$（両側検定）

FAX・メールなどによるやり取り（本人や家族）」においても，受任経験のある後見人は「活動なし」，受任経験のない後見人は「その都度対応」に有意な差がみられた。「実施機関や市町村との専門相談・報告」では，独自育成実績のある実施機関で活動する後見人は「１カ月に１回未満」，その他の実施機関で活動する後見人は「１カ月に１回以上」に有意な差がみられた（**表２**）。

図２　日常生活を支援する行為の実施割合

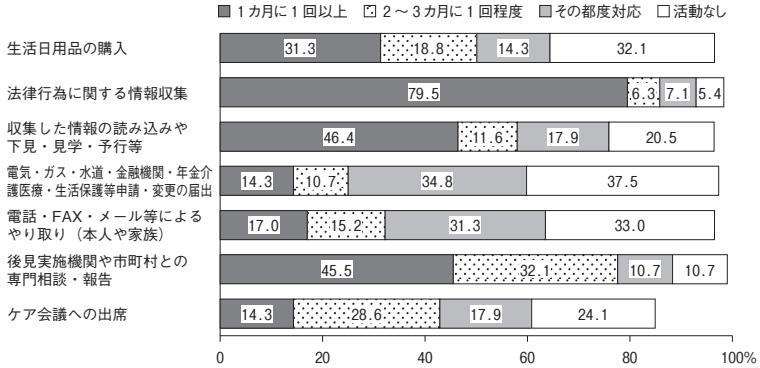

注　無回答は掲載していない。

表３に「非日常性の対応」の経験有無とその内容の結果を示す。「緊急時の対応（緊急入院，事故対応）」は28件（25.0％）が経験しており，「後見人として認められない行為に関する相談（医療同意）」は43件（38.4％），「死後に関する事務（葬祭）」は50件（44.6％）みられた。

図３に市民後見人が連携した関連機関と連携内容についての結果を示す。「連携経験あり」の回答総数は1,047件（複数回答），回答件数が多かった上位３機関は，順に，実施機関，福祉サービス提供事業者（以下，入所施設），病院等であった。連携内容「ケースの相談をした（343件，33％）」や「専門的助言を受けた（212件，20％）」では，実施機関，病院等，入所施設との連携が多く，「ケア会議に参加した（114件，11％）」においても同様であった。また，

表３　これまでの後見活動における非日常性の対応経験（n＝112）

		n（件）	%
緊急時の対応	経験なし	84	75.0
	経験あり	28	25.0
	症状の悪化による緊急入院	10	
	転倒などの事故による対応	6	
	万引き等の軽犯罪	1	
	安否確認	1	
	その他	3	
	理由の記入なし	7	
後見人として認められない行為に関する相談など	経験なし	69	61.6
	経験あり	43	38.4
	医療同意	24	
	保証人（入院，住居）	4	
	日常生活支援	－	
	その他	3	
	理由の記入なし	12	
死後に関する事務の経験	経験なし	62	55.4
	経験あり	50	44.6
	葬祭	35	
	理由の記載なし	15	

「サービスの利用調整をした（241件，23％）」では，前述の機関のほかに，金融機関がみられた。「事例検討会に参加した（137件，13％）」では，実施機関，社会福祉協議会，三士会（弁護士，司法書士，社会福祉士）との連携がみられた。

表４に「連携経験あり」の回答件数が多かった上位３機関（実施機関，入所施設，病院等）における連携内容５項目と「居所」「受任経験の有無」との分析結果を示す。実施機関を連携先にあげたケースでは，在宅ケースの方が実施機関の主催する「ケア会議に参加した」（調整後の残差分析で確認），また，受任経験がある方が「ケア会議に参加した」ことが有意に示された。入所施設を連携先にあげたケースでは，有意な差はみられなかった。病院を連携先にあげたケースでは，入院ケースの方が「専門的助言を受けた」ことが有意に示された（調整後の残差分析で確認）。受任経験では有意な差はみられなかった。なお，上位３機関において支援・監督を受ける実施機関別によって連携内容に有意な差はみられなかった。

図３　市民後見人が連携した関係機関と連携内容（複数回答）

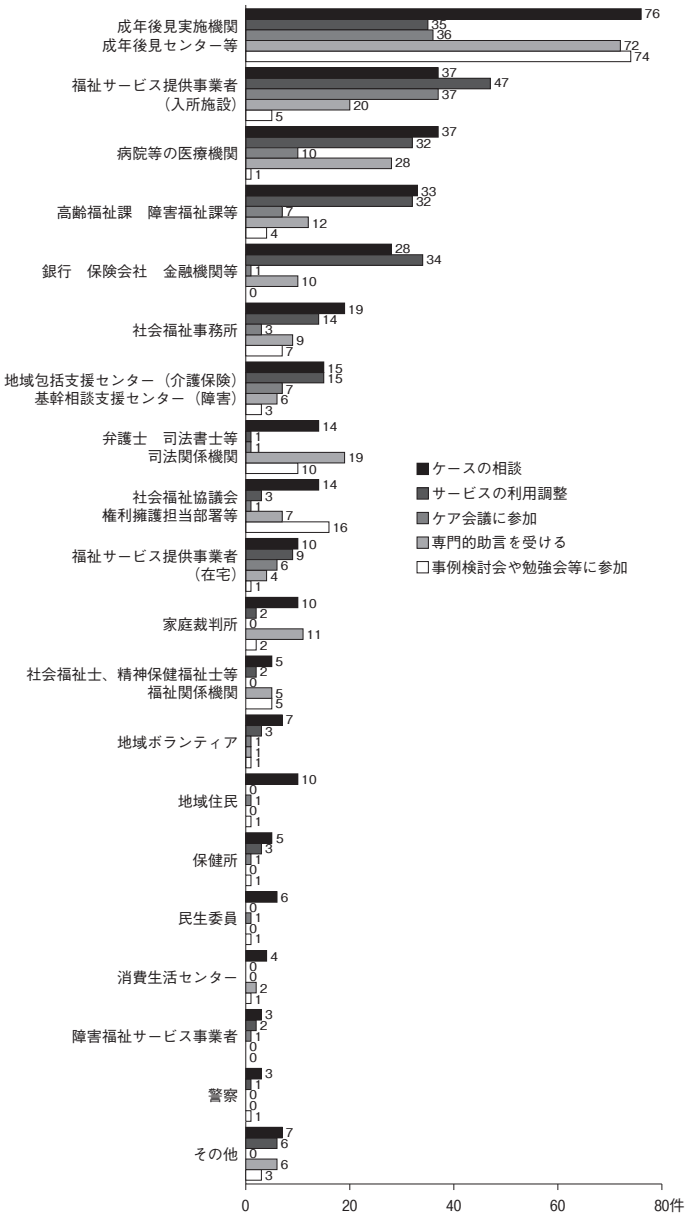

Ⅳ 考　　察

市民後見人の受任実績が豊富なＺ県下の成年後見実施機関に登録し，支援・監督を受けながら後見活動に従事している個人受任の市民後見人を調査対象とすることで，より市民後見人の必要性，期待される後見活動，支援課題を明確にすることが可能であると考え，質問紙調査を実施した。これらの分析を通じて得られた知見を以下に示す。

（１）　市民後見人が必要とされる理由の明確化

調査対象の市民後見人は，①社会貢献を前提として志願している，②自己研鑽（さん）に意欲的であるといった点で最高裁判所の定義[2]どおりであったが，③国家資格やさまざまな資格を所有している，④受任経験がある，⑤市区町村から委託を受けた成年後見実施機関の支援・監督下にあるという特徴がみられた。また被後見人は，

①市町村長申立案件，②「資力がない」ため後見報酬付与の見込みが少ない事案，③施設（病院等）が身体介護を含む日常生活支援を担うという市民後見人選任基準に沿ったケースであったが，④在宅生活者である被後見人への後見活動が一部にみられた。これらの現状より以下のことが考察された。

実施機関では，市民後見人のそれぞれの社会経験と育成研修や受任経験を加味して，選任基準を柔軟に運用し受任調整が行われていると考えられた。また，市民後見人が居住地の実施機関に登録し支援・監督を受けて活動していること，社会貢献を前提に低報酬（無報酬）としていること等より，市区町村が市民後見人を公共的な後見人として活用している現状が認められた。市民後見人が自ら受任ケースを選び報酬を得ることを目的としない後見人であることが，専門職後見人とは性質を異にしていた。よって，これらの実績を他の第三者後見人との違いとして成年後見制度の利用支援システム[8]においても明確にし，社会へ発信していく必要がある。

一方で市民後見人の受任ケースは市町村長申立が大半を占め，市区町村が保護を受ける本人に対する行政の責務として，その人権を保障すべき案件[9]であった。したがって，市民後見人の活動は市区町村の支援・監督のもとでなされる必然性がある。そして責務として市区町村は，市民後見人を育成し，選任の後も保護を受ける本人に対する責任を解くことなく，被後見人が亡くなり死後の事務が完了するまで市民後見人の支援，すなわち「支援者への支援」[10]を通じて被後見人に関わり続けることが求められる。

（２） 今後期待されるケア会議への参加

調査対象の市民後見人の訪問回数と訪問時の滞在時間は，純粋な比較にならないが，他の第三者後見人（主に社会福祉士の専門職，社会福祉協議会の法人後見，NPO法人の法人後見）との比較[11]では，同程度の訪問頻度と滞在時間であった。本調査の市民後見人受任ケースは施設入所が主で，なおかつ市民後見人の居住地からは入所施設が遠方となり，在宅生活者の支援に比べて頻回な訪問が難しいといった状況がうかがえた。よって，これまでの市民後見人に対するイメージにあるような地域における頻回な訪問が可能[12]という特徴に加え，被後見人との面談を前提としながらも，今後は限られた訪問時間の中で訪問して何をするのか，関係者からどのような話を聞くのか，あるいは関係者に何を伝えるのか，といった支援の質を考慮する必要がある。支援の質とは，実施割合の高い「医療」「介護」の後見事務を例にあげるならば，その契約に付随する事実行為すなわち，医療・介護，施設関係者から説明を受け，協議し，各方面と調整するといった活動にどの位の時間を割き，事務内容に踏み込んで関与をしたか，また，施設ケアであれはサービス担当者会議に参加しているかが，ひとつの目安となる。調査結果では，市民後見人の「ケア会議に参加した」の実施割合は，社会福祉士の専門職後見人と比べて[13]高いとはいえず，意思疎通が困難な被後見人から施設ケアについての情報を聴収し，状況を把握することは難しいと思われる。したがって，施設ケアのプラン作成に関わる多くのスタッフと顔を合わせ意見交換するケア会議に，

表４　居所別，受任経験の有無による連携内容

実施機関での「ケア会議に参加する」の有無

	有		無		有意性
	人数	%	人数	%	
在宅ケース	9	11.8	13	36.1	**
病院入院ケース	10	13.2	5	13.9	
施設入所ケース	57	75.0	18	50.0	

実施機関での「ケア会議に参加する」の有無

	有		無		有意性
	人数	%	人数	%	
受任経験　なし	37	48.7	26	72.2	*
受任経験　あり	39	51.3	10	27.8	

病院での「専門的助言を受ける」の有無

	有		無		有意性
	人数	%	人数	%	
在宅ケース	5	17.9	17	20.2	**
病院入院ケース	9	32.1	6	7.1	
施設入所ケース	14	50.0	61	72.6	

注　$*p<0.05$，$**p<0.01$（両側検定），n＝112

市民後見人が被後見人と共に参加することが望まれる。それには，施設側には市民後見人に代理人として参加を求める意識の醸成と体制づくり，市民後見人には，被後見人の代理人として積極的に参加を希望することが期待される事項である。

（３） 選任を促進するための支援課題の検討

本調査の後見事務実施状況から，市民後見人の受任ケースは純粋に財産管理のみの後見事務は極めて少なく，大部分は医療，福祉，介護サービスの受給を含む日常の契約行為や生活支援が多くなされていた。スポット的に発生する「居所の売却」や「相続人の確定」等にみられる高度な後見事務は，実施機関と顧問契約を結んでいる法律専門職に報酬を支払い専門的な助言や実務を依頼することで，市民後見人選任基準の幅を広げることが可能ではないかと考えられた。

一方で「緊急時対応」「医療同意等」「死後事務」は，事務対応としては頻回にあるものではないが，たとえ１回でも他の後見事務に比べると負荷の重いものである。後見人を受任すれば避けられないことが，市民後見人研修修了者が登録を躊躇（ちゅうちょ）するひとつの理由だと思われる。これらの非日常的な対応は心理的ハードルも含めて，手順などマニュアルで対応できる基本事項と個別対応が必要な事項とが複合的に混在するため，市民後見人を支援・監督する実施機関の支援体制が大きく影響を与えると考えられた。仮に支援体制が充実していない中での活動であるならば，これらの事務対応についての経験知すなわち，市民後見人の気づき，実施したこと，支援を受けた内容などを記載した活動報告書が貴重な記録となる。それらに対して実施機関担当者が適宜，市民後見人にフィードバックを行うことで，市民後見人自身が緊急時の判断が妥当であったかを振り返り，支援関係者との連携に役立つ基礎資料となる。また，現任の市民後見人の世代は，自身の親の介護と重なる時期でもある。市民後見人のライフステージに合わせて，必要があれば監督人である実施機関が同行支援や代行をするなどの具体的な支援策も必要であろう。

最後に，後見活動を円滑に進めるため市民後見人が最も活用した連携先は，「成年後見実施機関」であり，実施機関を連携先にあげたケースでは，在宅ケースの方が実施機関の主催する「ケア会議に参加」することが有意であった。市民後見人のみならず親族後見人に対する支援においても，実施機関は相談支援の要として関連機関との連携・調整といった役割が期待されており，実施機関は民法上の成年後見監督人という後見事務の監督機能と社会福祉における後見支援機能といった２つの機能をひとつの機関で担わざるを得ないことが示された。市民後見人の選任促進のためにもこれらの２つの機能を健全に運用するには，実施機関の人員確保が課題であると考えられる。

以上，考察してきたように市民後見人の育成・支援には，市区町村等の公的機関の関与や，社会的な支援システムのありようが大きく影響を与えている。成年後見制度利用促進基本計画は，「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」を図るため，「財産管理のみならず意思決定支援，身上保護も重視した適切な後見人等の選任・交代」や「地域連携ネットワークの構築」等を提起した[14]。市民後見人の育成・支援においても家庭裁判所との連携を深めつつ，中核機関となるであろう成年後見実施機関の体制整備が期待される。

（４） 研究の限界と課題

本稿の市民後見人は「市民が個人で後見人を受任するもの（個人受任）」であり実施機関（社会福祉協議会等法人）を後見監督人として付す形態であった。管理・監督体制と十分な支援体制の構築という意味では有効性が認められるものの，後見監督人を付すこと自体の決定が家庭裁判所によりなされるため，まずは後見監督人の体制整備が必須である。そのため，これから市民後見人を育成しようとする全国の実施機関では，法人後見（法人が受任し市民は支援員として従事する）を実施し経験知を蓄積して

いくことが現実的な運用体制との認識がみられる[15]。ただし，独居の認知症高齢者数が増加する中で，まずは法人が受任しケースが落ち着いた段階で市民後見人に移行するリレー方式の運用も試行されており[16]，現状がどのタイプであっても，被後見人側の利用ニーズを考えると最終的には個人受任と法人後見の両方の活動が可能な形態へ向かっているものと考えられる。したがって今後の課題は，法人後見を対象とした市民後見人の後見事務との比較調査により，本稿の知見を深めることができると考えられる。

謝辞

本調査は「平成27～29年度科学研究費補助金ケアマネジメントにおける意思決定支援プログラム開発と評価に関する研究（研究代表者：小澤温）」の一環として実施した。

文　　献

1）内閣府．成年後見制度利用促進基本計画の策定について．（平成29年３月24日　府成担第５号内閣府大臣官房成年後見制度利用促進担当室長通知）．（https://www.cao.go.jp/seinenkouken/keikaku/pdf/keikaku_tuti.pdf）2019.2.14.

2）最高裁判所事務総局家庭局．成年後見関係事件の概況－平成30年１月～12月－．（http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20190313koukengaikyou-h30.pdf）2019.4.30.

3）池田惠利子，小渕由紀夫，他．市民後見人入門－市民後見人養成・支援の手引き－．東京：民事法研究会，2011；1-238.

4）松下啓子，黒田研二．自治体による市民後見人養成の現状と問題点．厚生の指標 2018；64(13)：36-43.

5）特定非営利活動法人　地域ケア政策ネットワーク．成年後見制度利用促進・市民後見事業に関する全国調査研究事業報告書．地域ケア政策ネットワーク，2017；1-36.

6）特定非営利活動法人　地域ケア政策ネットワーク．後見実施機関の運用に関する調査研究事業報告書．地域ケア政策ネットワーク，2015；1-12.

7）社会福祉法人全国社会福祉協議会・地域福祉権利擁護に関する検討委員会．厚生労働省社会福祉推進事業「地域における権利擁護体制の構築の推進に向けて」調査研究報告書『「権利擁護センター等」の具体化に向けて』．（社）全国社会福祉協議会，2013；1-201.

8）新井誠．成年後見制度利用促進法と円滑化法の意義．実践成年後見 2016；(63)：3-11.

9）東京都利用者支援区市町村連絡会契約支援部会．地域における成年後見制度の活用に向けて：平成14年度東京都利用者支援区市町村連絡会契約支援部会報告書．東京都福祉局総務部福祉改革推進課，2003；54.

10）菅富美枝．自己決定を支援する法制度　支援者を支援する法制度：イギリス意思能力法からの示唆．大原社会問題研究所雑誌　2010；622：33-49.

11）東京大学政策ビジョン研究センター，市民後見研究実証プロジェクト．現行の報酬決定システムの構造に関する分析．成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究．2013；117-48.

12）上山泰．専門職後見人と身上監護．東京：民事法研究会，2010；247-9.

13）日本成年後見法学会・身上監護研究会．身上監護研究会　平成19年度報告書．日本成年後見法学会，2008；38.

14）東京都社会福祉協議会・成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の今後のあり方検討会．Ⅳ後見人支援について「地域と家裁の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ：中核機関における取組みの考え方と方策について（Ｑ＆Ａ）」．東京都社会福祉協議会，2019；15.

15）成年後見制度利用促進体制整備委員会．地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き．成年後見制度利用促進体制整備委員会，2018；30-1，88-9.

16）川崎千枝．困難事例における法人後見から市民後見人への移行．実践成年後見 2013；(47)：62-70.